

4. 委 員 の 出 席 状 況 （出 席 委 員）			
1 安藤 弘司		3 松橋 聡	
5 井上 靖	6 澤口 久美	7 和田 利弘	8 千葉 実
		11 渡辺 健一	12 中原 秋美
13 井上 豊	14 秋葉 宏之	15 花木 慶喜	16 松田 和浩
17 島田 宗央		19 姉崎 淳一	20 高久 輝喜
	22 三澤 実	23 藤井 和人	
25 吉村 智之			
5. 欠 席 委 員			
2 佐藤 輝美 4 北谷 昭一 9 山崎 幸一			
10 久保 拓也 18 追永 直哉 21 羽田 雄一			
24 松下 眞二			
6. 事 務 局			
事務局長 吉松 智弘 主 事 石山 飛翔			

議 長	定刻になりましたので、ただいまから令和 8 年第 5 回湧別町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は、18 名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立します。 日程第 1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第 14 条の規定により、3 番 松橋委員及び 5 番 井上靖委員を指名します。 日程第 2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって会期は本日 1 日とすることに決定致しました。 日程第 3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。
事務局	令和 8 年 4 月 20 日に開催されました、令和 8 年第 4 回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。 4 月 24 日 湧別町農協本所において、農用地あっせん会議を開催し、これに北谷委員、松下委員が出席しております。 4 月 30 日 コミュニティセンター 2 階大会議室において、湧別町畜産クラスター協議会総会、湧別町農業振興協議会総会、湧別町農業再生協議会総会が開催され、これに吉村会長が出席しております。 5 月 1 日 役場上湧別庁舎 2 階会議室において、農用地あっせん会議を開催し、これに高久委員、中原委員、姉崎委員が出席しております。 本日、令和 8 年第 5 回湧別町農業委員会総会を開催しております。 以上活動状況の報告といたします。
議 長	日程第 4、議案第 1 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。

事務局	議案書 2 ページをご覧ください。 議案第 1 号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において 3 件提出されております。 内容を説明しますので議案書 3 ページをご覧ください。 その 1、証明願出人・所有者は栄町 ○○○○さんです。土地の所在ですが計呂地○○○番で地目は、公簿が牧場、現況が農地・採草放牧地以外、面積は 3, 7 9 6 m²で利用状況は山林です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は羽田委員、追永委員、島田委員です。 (別冊資料 1 ページにより位置説明) 続きまして、議案書 4 ページをご覧ください。 その 2、証明願出人は遠軽町 ○○○○さん、所有者は旭川市 ○○○○さんです。土地の所在ですが中湧別南町○○○番○で地目は、公簿が畑、現況が農地・採草放牧地以外、面積は 1, 3 8 8 m²で利用状況は原野です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は澤口委員、和田委員、藤井委員です。 (別冊資料 2 ページにより位置説明) 続きまして、議案書 5 ページをご覧ください。 その 3、証明願出人・所有者は富美 ○○○○さんです。土地の所在ですが富美○○○番○○ 外 1 筆で地目は、公簿が畑、現況が農地・採草放牧地以外、合計面積は 1 0 7 m²で利用状況は宅地です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は松田委員、千葉委員、安藤委員です。 (別冊資料 3 ページにより位置説明) 以上で説明を終わります。
議 長	これから議案第 1 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されまし

事務局	た。 日程第 5、議案第 2 号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。 議案書 6 ページをご覧ください。 議案第 2 号、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による合意解約を行い、同法第 18 条第 4 項及び第 6 項の規定により通知があったので、農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において 5 件の合意解約が提出されております。 内容の説明をしますので、議案書 7 ページをご覧ください。 番号 1 番、利用権の設定をした者は札幌市 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は芭露 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、芭露○○○○番で面積は 8, 555 m²です。利用権の期限は令和 14 年 11 月 30 日までの 10 年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和 8 年 5 月 19 日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料 4 ページにより位置説明) 番号 2 番、利用権の設定をした者は計呂地 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は計呂地 ○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、計呂地○○番 外 4 筆で合計面積は 56, 130 m²です。利用権の期限は令和 15 年 11 月 30 日までの 10 年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和 8 年 5 月 8 日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料 5 ページにより位置説明) 番号 3 番、利用権の設定をした者は栄町 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は計呂地 ○○○○です。利用権設定に係る土地の所在は、計呂地○○○番 外 11 筆で合計面積は 85, 782. 84 m²です。利用権の期限は令和 9 年 11 月 30 日までの 5 年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和 8 年 5 月 19 日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料 1 ページにより位置説明) 番号 4 番、利用権の設定をした者は北兵村二区 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は北兵村二区 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村二区○○○番 外 2 筆で合計面積は 39, 551 m²です。利用権の期限は令和 25 年 3 月 31 日までの 20 年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和 8 年 5 月 10
-----	---

	日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料 6 ページにより位置説明) 番号 5 番、利用権の設定をした者は富美 ○○○○、利用権の設定を受けた者は富美 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、富美○○○○番○ 外 3 筆で合計面積は 6 3, 5 7 9 m²です。利用権の期限は平成 2 9 年 1 月 1 日から受けていましたが、賃借人の都合により令和 8 年 5 月 2 2 日に合意解約に達したものでございます。 (別冊資料 7 ページにより位置説明) 以上で説明を終わります。
議 長	これから議案第 2 号の議案について質疑を行います。 先に 7 ページ 4 番について質疑を行います。 農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限により、6 番 澤口委員の退席をお願いいたします。暫時休憩します。 (澤口委員退席) 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから 7 ページ 4 番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。6 番 澤口委員の制限を解きます。暫時休憩します。 (澤口委員着席) これから、議案第 2 号の残りの議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 6、議案第 3 号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案書 8 ページをご覧ください。 議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定により、別紙の者より農地の権利設定の許可申請書の提出があったので、許可の可否につき審議するものであります。 内容の説明をしますので、議案書 9 ページをご覧ください。 番号 1 番、譲渡人が錦町 ○○○○さん、譲受人が芭露 ○○○○です。土地の所在は福島○○○番 外 1 筆で合計面積は 2 2, 3 9 8 m²です。申請理由につきましては譲渡人が農地処分のため、譲受人は規模拡大のためで権利の種類は賃借権になります。期間は令和 8 年 5 月 2 7 日から令和 1 2 年 1 1 月 3 0 日の 5 年間で、金額は年 7 8, 0 0 0 円です。 (別冊資料 8 ページにより位置説明) 番号 2 番、譲渡人が富美 ○○○○、譲受人が富美 ○○○○さんです。土地の所在は富美○○○○番○ 外 4 筆で合計面積は 6 4, 2 7 9 m²です。申請理由につきましては譲渡人が農地処分のため、譲受人は規模拡大のためで贈与による所有権移転になります。 (別冊資料 7 ページにより位置説明) 以上で説明を終わります。
議 長	これから議案第 3 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されまし

事務局	た。 日程第 7、議案第 4 号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。 議案書 10 ページをご覧ください。 議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否につき審議し、回答がなされた期日以降に、農地法第 4 条の規定による許可書を申請者に交付することを決議する。 また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請者に交付することを決議するものであります。 内容の説明をしますので、議案書 11 ページをご覧ください。 番号 1 番、申請者が芭露 ○○○○です。土地の所在は芭露○○○ ○番○ 外 1 筆で合計面積は 21, 117. 04 m²です。転用目的はバンカーサイロ及びラグーン(家畜糞尿処理)建設のためであり、事業費は 100, 000, 000 円です。 (別冊資料 9 ページにより位置説明) 議案書 12 ページに今回の転用に係る審査表を掲載しております。 以上で説明を終わります。
議 長	これから議案第 4 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
事務局	日程第 8、議案第 5 号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。 議案書 13 ページをご覧ください。

議案第5号、農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について。農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第2項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、農業委員会の議決を求めるものです。

また当該促進計画案に異存なき場合は公益財団法人北海道農業公社へ同法18条第11項の規定による要請を行うものとし、要請のとおりに認可申請された場合は即日公告できるものとします。

内容の説明をしますので、議案書14ページをご覧ください。農地売買等事業(即売タイプ)による所有権移転になります。

番号1番、所有権の設定をする者は東 ○○○○さん、所有権の設定を受ける者は東 ○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、東○○○番○ 外2筆で合計面積は36,677㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年6月10日で、対価の支払い時期につきましては令和8年7月17日となっており、売買価格は4,034,000円です。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号2番、所有権の設定をする者は緑陰 ○○○○さん、所有権の設定を受ける者は信部内 ○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、信部内○○○番○ 外3筆で合計面積は29,736㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年6月10日で、対価の支払い時期につきましては令和8年7月17日となっており、売買価格は594,000円です。

(別冊資料11ページにより位置説明)

番号3番、所有権の設定をする者は緑陰 ○○○○さん、所有権の設定を受ける者は緑町 ○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、信部内○○○番○ 外15筆で合計面積は175,466㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年6月10日で、対価の支払い時期につきましては令和8年7月17日となっており、売買価格は3,525,000円です。

(別冊資料12ページにより位置説明)

番号4番、所有権の設定をする者は札幌市 ○○○○さん、所有権の設定を受ける者は芭露 ○○○○さんです。所有権設定に係る土地の所在は、芭露○○○○番○で面積は8,555㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年6月10日で、対価の支払い時期につきましては令和8年7月17日となっており、売買価格は299,000円です。

(別冊資料4ページにより位置説明)

番号5番、所有権の設定をする者は西芭露 ○○○○さん、所有権の設定を受ける者は上芭露 ○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、西芭露○○番○ 外11筆で合計面積は81,167㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年6月10日で、対価の支払い時期につきましては令和8年7月17日となっており、売買価格は5,410,000円です。

(別冊資料13ページにより位置説明)

続きまして、議案書15ページをご覧ください。

番号6番、所有権の設定をする者は西芭露 ○○○○さん、所有権の設定を受ける者は上芭露 ○○○○さんです。所有権設定に係る土地の所在は、西芭露○○○番○で面積は27,905㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年6月10日で、対価の支払い時期につきましては令和8年7月17日となっており、売買価格は1,384,000円です。

(別冊資料14ページにより位置説明)

番号7番、所有権の設定をする者は栄町 ○○○○さん、所有権の設定を受ける者は計呂地 ○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、計呂地○○○番 外1筆で合計面積は22,130㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年6月10日で、対価の支払い時期につきましては令和8年7月17日となっており、売買価格は1,026,000円です。

(別冊資料1ページにより位置説明)

番号8番、所有権の設定をする者は中湧別南町 ○○○○さん、所有権の設定を受ける者は北兵村二区 ○○○○さんです。所有権設定に係る土地の所在は、中湧別東町○○○番○で面積は2,222㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年6月10日で、対価の支払い時期につきましては令和8年7月17日となっており、売買価格は488,000円です。

(別冊資料15ページにより位置説明)

番号9番、所有権の設定をする者は旭川市 ○○○○さん、所有権の設定を受ける者は南兵村三区 ○○○○さんです。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番 外8筆で合計面積は17,021㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年6月10日で、対価の支払い時期につきましては令和8年7月17日となっており、売買価格は3,182,000円です。

(別冊資料16ページにより位置説明)

番号10番、所有権の設定をする者は中湧別南町 ○○○○さん、所有権の設定を受ける者は南兵村三区 ○○○○さんです。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番 外2筆で合計面積は5,318㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年6月10日で、対価の支払い時期につきましては令和8年7月17日となっており、売買価格は1,063,000円です。
(別冊資料17ページにより位置説明)

番号11番、所有権の設定をする者は中湧別南町 ○○○○さん、所有権の設定を受ける者は南兵村三区 ○○○○さんです。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村三区○○○番で面積は1,738㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年6月10日で、対価の支払い時期につきましては令和8年7月17日となっており、売買価格は86,000円です。
(別冊資料18ページにより位置説明)

番号12番、所有権の設定をする者は南兵村二区 ○○○○さん、所有権の設定を受ける者は南兵村二区 ○○○○さんです。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村二区○○○番○ 外5筆で合計面積は27,259㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年6月10日で、対価の支払い時期につきましては令和8年7月17日となっており、売買価格は5,315,000円です。
(別冊資料19ページにより位置説明)

続きまして、議案書16ページをご覧ください。このページの番号1番から5番までの所有権移転は、保有合理化事業の売渡であり、所有権の移転をする者はすべて北海道農業公社となります。

番号1番、所有権の設定をする者は札幌市 北海道農業公社、所有権の設定を受ける者は錦町 ○○○○さんです。所有権設定に係る土地の所在は、川西○○番○ 外3筆で合計面積は41,754㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年6月10日で、対価の支払い時期につきましては令和8年9月27日となっており、売買価格は5,845,000円です。
(別冊資料20ページにより位置説明)

番号2番、所有権の設定をする者は札幌市 北海道農業公社、所有権の設定を受ける者は信部内 ○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、信部内○○○番○ 外7筆で合計面積は99,749㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年6月10日で、対価の支払い時期につきましては令和8年11月25日となっており、売買価格は9,956,000円です。
(別冊資料21・22ページにより位置説明)

番号3番、所有権の設定をする者は札幌市 北海道農業公社、所有権の設定を受ける者は東 ○○○○さんです。所有権設定に係る土地の所在は、東○○○○番 外2筆で合計面積は24, 217㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年6月10日で、対価の支払い時期につきましては令和8年9月27日となっており、売買価格は3, 027, 000円です。

(別冊資料23ページにより位置説明)

番号4番、所有権の設定をする者は札幌市 北海道農業公社、所有権の設定を受ける者は北兵村三区 ○○○○さんです。所有権設定に係る土地の所在は、北兵村三区○○○番○で面積は17, 666㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年6月10日で、対価の支払い時期につきましては令和8年9月27日となっており、売買価格は3, 886, 000円です。

(別冊資料24ページにより位置説明)

番号5番、所有権の設定をする者は札幌市 北海道農業公社、所有権の設定を受ける者は南兵村一区 ○○○○さんです。所有権設定に係る土地の所在は、南兵村一区○○○番○ 外3筆で合計面積は22, 523㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年6月10日で、対価の支払い時期につきましては令和8年9月27日となっており、売買価格は5, 094, 000円です。

(別冊資料25ページにより位置説明)

続きまして、議案書17ページをご覧ください。農地売買等事業(貸付タイプ)による所有権移転になります。

番号1番、所有権の設定をする者は栄町 ○○○○さん、所有権の設定を受ける者は札幌市 ○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、計呂地○○○番 外9筆で合計面積は60, 095㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年6月10日で、対価の支払い時期につきましては令和8年8月14日となっており、売買価格は3, 203, 000円です。

(別冊資料1ページにより位置説明)

番号2番、所有権の設定をする者は北見市 ○○○○さん、所有権の設定を受ける者は札幌市 ○○○○です。所有権設定に係る土地の所在は、計呂地○○○番 外8筆で合計面積は130, 862㎡であり利用目的は普通畑です。所有権移転の時期は令和8年6月10日で、対価の支払い時期につきましては令和8年8月14日となっており、売買価格は6, 197, 000円です。

(別冊資料26ページにより位置説明)

	続きまして、議案書 18 ページをご覧ください。賃借権となります。 番号 1 番、利用権の設定をする者は芭露 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は芭露 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、芭露○○○番 外 1 3 筆で合計面積は 7 5, 8 8 8 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和 8 年 6 月 1 0 日から令和 1 7 年 1 1 月 3 0 日の 1 0 年間で、金額は年 2 8 4, 0 0 0 円です。 (別冊資料 2 7 ページにより位置説明) 番号 2 番、利用権の設定をする者は計呂地 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は計呂地 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、計呂地○○番 外 4 筆で合計面積は 5 6, 1 3 0 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和 8 年 6 月 1 0 日から令和 1 7 年 1 1 月 3 0 日の 1 0 年間で、金額は年 1 4 0, 0 0 0 円です。 (別冊資料 5 ページにより位置説明) 番号 3 番、利用権の設定をする者は北兵村二区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は旭 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村二区○○○番 外 2 筆で合計面積は 2 5, 0 0 0 m²であり利用目的は普通畑です。期間は令和 8 年 6 月 1 0 日から令和 1 7 年 1 2 月 3 1 日の 1 0 年間で、金額は年 7 5, 0 0 0 円です。 (別冊資料 6 ページにより位置説明) 以上で説明を終わります。 これから議案第 5 号の議案について質疑を行います。 先に 1 4 ページ 3 番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限により、2 2 番 三澤委員の退席をお願いします。暫時休憩します。 (三澤委員退席) 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。 委員一同 (なしとの声) 議 長 質疑なしと認めます。これから 1 4 ページ 3 番について採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 委員一同 (異議なしとの声)
--	---

議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。２２番 三澤委員の制限を解きます。暫時休憩します。 (三澤委員着席) 休憩前に引き続き会議を開きます。 次に１５ページ９番・１０番について、質疑を行います。農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限により、１１番 渡辺委員の退席をお願いします。暫時休憩します。 (渡辺委員退席) 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから１５ページ９番・１０番について採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。１１番 渡辺委員の制限を解きます。暫時休憩します。 (渡辺委員着席) 休憩前に引き続き会議を開きます。 次に１６ページ４番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限により、２３番 藤井委員の退席をお願いします。暫時休憩します。 (藤井委員退席) 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから１６ページ４番について採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。２３番 藤井委員の制限を解きます。暫時休憩します。
	(藤井委員着席)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます 次に１８ページ３番について、質疑を行います。農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限により、６番 澤口委員の退席をお願いします。暫時休憩します。
	(澤口委員退席)
	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから１８ページ３番について採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。６番 澤口委員の制限を解きます。暫時休憩します。
	(澤口委員着席)
	休憩前に引き続き会議を開きます これから、議案第５号の残りの議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されまし

た。

総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。
これで令和8年第5回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 1 4 時 0 0 分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員